

# イタリアにおける 中央銀行制度の確立 (1)

杉 江 雅 彦

はじめに

- I イタリア統一以前の発券銀行
- II 1861～1893年における発券銀行の状況
- III 1893年銀行法
- IV 要 約

はじめに

近代国家としての統一がおくれ、また独特の地方主義 (Regionalismo) が支配的であったイタリアでは、中央銀行制度の確立は比較的近年になってようやく完成した。イタリア銀行 (Banca d'Italia) が真の意味で中央銀行としての地位を確保し完全な機能を果たしうようになったのは1936年以降である。本稿はイタリアにおける中央銀行制度の確立過程を、イタリア王国の統一前後から1936年銀行法までの間に探索しようとする試みである。なお以下の叙述は、本稿の主題に近いサンチェッタ (A.L. Sancetta) の未公開の博士号請求論文<sup>1</sup>の一部に、主としてその基礎をおいていることをお断わりしておきたい。

---

1 A. L. Sancetta, *The Development of Central Banking in Italy: A Study of Structural Growth and Credit Control*, 1952.

## I イタリア統一以前の発券銀行

1861年にイタリア王国が統一される以前には、イタリア半島はいくつかの国に分割されており、それぞれの国には独自の発券銀行が存在していた。たとえば国家統一を主導したサルディニア王国では発券銀行はサルディニア銀行 (Banca Nazionale degli Stati Sardi) であり、トスカナ大公国の発券銀行はトスカナ銀行 (Banca Nazionale Toscana) であり、またパルマ銀行 (Banca di Parma) はパルマ・ピアチェンツァ公国の発券銀行であった。ロンバルディアおよびベネチア地方では政治上の原因から通貨をオーストリアに依存していたために、独自の発券銀行を持つてはいなかった。またローマ法王領では法王領銀行 (Banca dello Stato Pontificio) が独占的に通貨を発行していた。しかしかつての法王領地域でこんにちのローマニアおよびレッジョ・エミリア地方ではボローニャ銀行 (Banca di Bologna) が通貨を発行していた。さらに南部イタリアの二大主要銀行であるナポリ銀行 (Banco di Napoli) とシチリア銀行 (Banco di Sicilia) は、まだ当時は銀行券の発行権を持つてはいなかったが、金貨不足を補なうために広く流通していた預金証書<sup>2</sup>を発行していた。

以上が1861年以前のイタリアにおける発券銀行の概観である。これらの銀行によって発行されていた銀行券や預金証書はもちろん地方的性格のものであり、銀行自身も政治的規制下におかれていた。このような状況のもとでは、中央集権的性格を持つ貨幣・信用統制の必然性は存在しなかった。しかしながらイタリアの国家統一によって、統一的な通貨制度の確立とその統制とがにわかに必要となったのである。

---

2 ナポリ銀行やシチリア銀行が発行していた預金証書は、裏書によって自由に譲渡され、また分割して支払うことが可能であった。また法定通貨としての資格を与えられたために、広く国内に流通していた。

## II 1861～1893年における発券銀行の状況

国家統一のための軍事行動に続いて、サルディニア銀行は小銀行を吸収してその発行通貨を除去していった。ポローニア銀行およびパルマ銀行は1861年に吸収され、これらの銀行券は流通過程から消え去った。同年、サルディニア銀行はイタリア王国立銀行 (Banca Nazionale nel Regno d'Italia) として再組織され、<sup>3</sup> 新しい支配地に支店を設け独自の銀行券を供給した。かくして地方の一小銀行であったサルディニア銀行は、一躍、イタリア国内における最大の金融機関と化したのである。この間、他のいくつかの発券銀行は、国立銀行 (イタリア王国立銀行を指す。以下たんに国立銀行と呼ぶ) と並存して、競争的に独自の銀行券を発行していた。しかしこれらの銀行が発行する銀行券は正貨に兌換されなかったうえ、それらの銀行券が相互に等価で交換されることも試みられなかった。<sup>4</sup>

初期のイタリア政府はこのような銀行券の重複発行を除去するための努力を試みている。すなわち1863年と1865年の2回にわたって、国立銀行とトスカナ銀行との合併法案が議会に提出され、そこでは単一の発券銀行としてイタリア銀行 (Banca d'Italia) の設立が意図された。しかしながら2回とも、下院に定着している地方勢力の抵抗に会って法案の通過が妨げられた。1866年5月1日に発せられた法令は、国立銀行が発行する銀行券を法定通貨として宣言し、その他の発券銀行の発行する銀行券、預金証書を回収するよう求めたものであった。<sup>5</sup> この1866年法によって、国立銀

3 O. Fantini, *Principi e Realizzazioni di Politica Bancaria Corporativa*, Firenze, 1938, pp. 255-258.

4 P. Des Essars, *A History of Banking in the Latin Nations*, Vol. 3, pt. 2, *A History of Banking in all the Nations*, New York, *Journal of Commerce and Commercial Bulletin*, p. 163.

5 もっとも公式の理由としては、国立銀行による正貨支払いを支えるために金の流出を防ぐことにあったとされている (M. Fanno, *Lezioni di Economia e Legislazione Bancaria*, Padova, 1933, p. 202)。

行は必然的に他の発券銀行に対して競争上有利な地位を占めることとなった。けれども同時に、他の発券銀行が発行する銀行券を国立銀行券と同格に置くことにより、表面上の秩序を維持しようとする配慮もなされていた。また同法が正貨支払いを維持しようとしたために、金属貨幣が流通過程から姿を消し、かわって小額紙幣が大量に現われはじめた。1873年までにこれらの小額紙幣の発行額は33,300,000リラに達した。<sup>6</sup>

小額紙幣の異常な大量発行を防ぐために、政府は国立銀行に対して10億リラにのぼる銀行券の発行を求めた。政府としてはこの機会に法定通貨制度を確立しようとしたのである。これは政府に対する国立銀行の貸付の形で行なわれた。<sup>7</sup>しかしながら、国立銀行が政府の要求を受け入れるためには、そのポジションを減少させなければならなかったし、また他の発券銀行も1866年法の不備を口実にこれをためらったので、発券銀行をメンバーとする引受銀行シンジケートの結成にむかわざるをえなかった。1874年4月30日の法令のもとに結成をみた引受銀行シンジケートは、国立銀行のほか、トスカナ銀行、トスカナ信用銀行、それにローマ銀行<sup>8</sup> (Banco di Roma)、シチリア銀行、ナポリ銀行を加え、合計6行をそのメンバーとしている。このシンジケートは銀行券発行に対して共同して責任を負い、シンジケート加盟銀行は払込資本金および剰余金の比率にしたがって責任を負うべきものとされた。<sup>9</sup>政府は貸付に対する保証として、シンジケートにコンソル公債を預けることに同意した。同時に各発券銀行はその本支店所

6 C. F. Ferraris, *The Italian Banks of Issue*, National Monetary Commission, Vol. XVIII, *Senate Doc. No. 575*, 61st Congress 2d Session, Washington D.C., 1911, p. 217.

7 その後その一部は国立銀行の政府勘定に振り替えられ、ここから諸種の通貨発行が行なわれた (*ibid.*, p. 217)。

8 ローマ銀行の前身は法王領銀行である。イタリアの国家統一によりローマが新王国の首都と定められたため、1870年に組織を再編してローマ銀行と名称を改めた。

9 もっともシンジケート結成当時は、各銀行の払込資本金や剰余金について利用可能な情報源を確かめることができなかつたので、各発券銀行が負うべき責任の範囲を決める方法がなかった。したがって初期の統計は正確でない場合が多い。(A. L. Sancetta, *op. cit.*, p. 6)。

在地域で法定通貨として通用する銀行券を発行する権限を与えられたのである。<sup>10</sup>

シンジケートは国立銀行の政府に対する貸付金10億リラのかわりとして、シンジケート紙幣を同額まで発行することになったが、発券銀行券は銀行自身の選択で、正貨もしくはシンジケート紙幣に兌換することができた。そのため国立銀行券やその他の発券銀行券は減少し、それにかわってシンジケート紙幣が完全な法定通貨となった。しかしながらこのシンジケート紙幣は、強制通貨ではあっても所詮は不換紙幣であった。このような不換紙幣を一国の法定通貨とすることが、経済基盤を危くするおそれがあることはいうまでもない。そのため政府は法律を改正して、シンジケートの解散を画策したが、1874年法はシンジケート紙幣の法定通貨期限を1876年5月26日としていたし、またこの年の3月にはさらにこの期限が再延長されて、結局、シンジケートの解散は1881年6月まで持ち越された。<sup>11</sup>

1874年に施行された法令の主たる目的は、複数の銀行券発行という当時の異常な状態を除去し、イタリア全土に統一的な銀行券をもたらすとともに、銀行券の発行限度を法的に規制することにあつたということができた。しかしながら、シンジケートの解散によって銀行券発行の統一性は破れ、再び以前の混とんたる状態に戻ってしまった。かくて1881年から1883年までの時期には、つぎの4種類の銀行券が流通していたことになる。すなわち、(1)シンジケート紙幣、(2)シンジケート加盟銀行自身の勘定もしくは金準備によって保証された銀行券、(3)政府保証の産業むけ貸出しを表象する銀行券、(4)いかなる準備にも基づかず、また保証もない銀行券、<sup>12</sup>がそ

10 発券銀行が発行する銀行券には、(1)政府勘定から発行された銀行券と、(2)商業勘定から発行された銀行券、との二種類があつた。これらの区別は、1926年に発券業務がイタリア銀行に統一されるまで続けられた (*ibid.*, p. 6)。

11 R. Volta, *Italian Banking Crisis, Journal of Political Economy*, Vol. II, Jan. 1892, p. 4, Fantini, *op. cit.*, p. 270.

12 これらの銀行券の発行は、政府が発券銀行を十分に監督する能力に欠けていたことから生じたものと考えられる。

れである。

また1874年の法令自身も、銀行信用の無差別かつインフレ的拡張の防止条項が不十分であった。そのため銀行が営なむ諸種の貸付業務に対して、銀行を規制することができず、したがって信用拡張に対する質的統制策を持たず、銀行券の発行に関してわずかばかりの量的統制がなされていたにすぎない。

1881年のシンジケート解散によって、イタリアには再び6行の発券銀行が残されたが、このあと1893年に銀行法が制定されるまでの間は、銀行にとっては自由な活動期であったといえることができる。すなわち発券銀行の活発な不動産信用の拡大によって、不動産、建築ブームを中心とした全国的規模での経済拡張が起こった。発券銀行の不動産信用業務は、たとえばナポリ銀行では1866年以来、またシチリア銀行でも1870年以来、それぞれ設けられていたが、<sup>13</sup> 1885年には国立銀行にも *Credito Fondiario* (土地信用) と呼ばれる不動産信用部門の設置が認められた。カノバイによれば、国立銀行にこうした不動産信用部門が認められた真の理由は、国立銀行が特別の許可なしに不動産抵当証券の割引業務を営むことにあった。<sup>14</sup> 1885年12月現在の不動産信用供与額は、すでに300万リラにも達していたといわれる。<sup>15</sup>

不動産、建築投機の大波に洗われて、外国で資金を借り入れた建築契約者団体は、彼等の短期債務を返済することが不可能となり、このような状況が外国の債権者たちからの即時返済の強い要求をひき起こした。事態を重視した政府は、危機を回避しようとして発券銀行(とくに国立銀行)に対

13 とくにナポリ銀行では、不動産信用業務は貯蓄銀行業務とともに、発券業務とならんで固有の業務とされていた。(十亀盛次『伊太利金融制度論』昭和11年、7ページ)。

14 T. Canovai, *The Banks of Issue in Italy*, National Monetary Commission, Vol. XVIII, *Senate Doc. No. 575*, 61st Congress 2d Session, Washington, D.C., 1911, pp. 63-64.

15 Des Essars, *op. cit.*, p. 188.

して建築契約者の団体への援助を要請した。政府のこのような努力は結局は失敗したが、発券銀行は1889年の不況とそれに続く銀行恐慌を招く原因となった不動産投機の責任を分担すべきであろう。1892年の銀行恐慌は当時のイタリアにおける二大投資銀行であった動産信用銀行 (Credito Mobiliare)<sup>16</sup>、ジェネラーレ銀行 (Banca Generale)<sup>17</sup>をはじめ、建築、不動産投機に深入りしていた多くの商業銀行の破産によってもたらされたのである。

このような不幸な結末をもたらした不動産、建築投機の背景に、発券銀行の積極的な信用拡大という事実があったことはすでに述べた通りであるが、これを反映して発券銀行による紙幣の乱発が行なわれていたことが、発券銀行の経営危機を招く結果になった。なかでもローマ銀行の財務内容が最も悪化していたことが、つぎに述べる1893年1月の銀行調査によっても明らかにされた。この銀行調査は当初、ローマ銀行の経営上の破綻や詐偽の行為を下院が告発したことによって始められた。ローマ銀行についていえば、調査の結果、その発行銀行券1億3,700万リラのうちの6,450万リラ、つまり発行額のはぼ50%が詐取されているばかりでなく、2,850万リラにのぼる赤字が帳簿に不正記入され、これが陰匿されていたという事実が明るみに出された。

銀行調査によって、郊外地の不動産貸付、農業改良および住宅信用の増大のために、商業信用が相対的に減少していることが明らかになった。政府は主要発券銀行、とくに国立銀行に対して建築活動と結びついた銀行券発行の増加を認めていたし、さらにトリノ銀行 (Banca di Torino) に対する中期、長期証券を含む融資を是認していた。またローマの建築ブーム

16 動産信用銀行は1863年にフランスの一般動産信用銀行 (Société Générale de Crédit Mobilier) に範をとり、フランス系資本の援助によって設立された長期金融機関である。

17 ジェネラーレ銀行も動産信用銀行と同じくフランス系資本の長期金融機関で、1871年の創立である。

に関連して、スキリーノ (Squilino) に対して巨額の貸付を行っていたティベーレ銀行 (Banca Tiberina) にも、発券銀行からの融資が行なわれていたこともわかった。

銀行調査の結果、発券銀行の非流動的な財産状態が証明された。それらを要約するとつぎの通りである。(1) 6 発券銀行の統合された準備金を除いて、総資産額13億4,800万リラのうちの7億5,000万リラ、すなわち総資産額の50%をやや上回る額が、非流動的短期債券の未回収もしくは長期投資 (焦げつき) となっており、(2) 1億3,300万リラにのぼる更改手形のうちの6,910万リラ、つまり全体の44%が未回収になっており、(3) 不動産および抵当貸付額が1億9,970万リラにも達していた。

改革の必要性が切迫していたことは、以上の統計によっても明らかであった。とくにローマ銀行のスキャンダルによって明るみに出されたような事実は、当時のイタリアの銀行間に広くはびこっていた倫理感の低下を如実に示すものであった。銀行調査はさらに進んで、発券銀行が発券業務やその他の信用業務を適正に管理するための公共的責任観念に欠けていることを明らかにしようとした議会も、このような状況に速やかに反応を示し、これが1893年8月10日の銀行法制定となって現われたのである。

### Ⅲ 1893年銀行法

1893年銀行法は、イタリア銀行にすべての発券業務を集中するという1926年法の制定にいたるまでの30余年の間、わずかばかりの法改正を除けば、イタリアにおける発券銀行を規制する基本法としての役割りを果たした。もちろん以下の文章にもみうけられるように、なお多くの問題点を残してはいるが、それにもかかわらず、近代的発券制度確立への最初の第一歩を踏み出したという点で、1893年銀行法の持つ意義は大きいというべきであろう。新銀行法のポイントを示せば、(1) 発券銀行の再編成、(2) 発券業

務に関する規制, (3)発券銀行の諸業務の整備, (4)不動産信用の清算, (5)銀行券発行限度額の制限, などの諸点であった。つぎにそれらについてふれておこう。

### (1) 発券銀行の再編成

トスカナ銀行およびトスカナ信用銀行の2行を国立銀行に吸収合併し、新しく資本金3億リラのイタリア銀行を設立した。またローマ銀行を解散してその資産の流動化をイタリア銀行が引き継ぐことになった。政府はイタリア銀行の銀行券発行を保証し、これ以後、イタリアにおける銀行券発行の特権は、イタリア銀行、ナポリ銀行、およびシチリア銀行の3行に20年間の期限つきで与えられることになった。これらの発券銀行は、適当な時期までに手持ちの不動産、抵当貸付を清算するよう政府から命令を受け、銀行は大蔵省の監督下におかれることになった。<sup>18</sup>

### (2) 発券業務に関する規制

銀行券の発行に関するかぎり、1893年銀行法は銀行券の発行を集中的に統制するというよりも、むしろ通貨発行高を厳重に規制することに主眼点がおかれていたように思われる。すなわち商業勘定における銀行券の総発行高は10億9,700万リラを最高限度とすることが定められた。その後の14年間にこの額は8億6,400万リラにまで減少している。しかしながら、発行超過額に対して100%の準備を維持することを条件に、発券銀行に法定限度以上の通貨発行を認めたのである。

一方、準備金所要額は33%から40%に引き上げられた。このうちの33%までは金地金および法定鋳貨をもって充てなければならず、残りの7%については外国金本位国の一流為替手形を充てることが規定された。政府勘定に基づいて発行された銀行券や、通常あるいは特別の大蔵省貸出は、流通通貨量の制限の外枠とみなされた。このような無準備発行についても、

18 Des Essars, *op. cit.*, pp. 168-185.

銀行は正常発行に適用されるのと同率の税金を支払わなければならない。すなわち年間平均流通量の1%である。銀行券がこの量をさらに超過して発行された場合には、通常の割引率の2倍の税金が課せられた。<sup>19</sup>

### (3) 発券銀行の諸業務の整備

1893年法は発券銀行に対して、つぎに掲げる種類の4カ月以内の手形の割引業務を認めた。すなわち、(a)最低2名の裏書のある為替手形、(b)大蔵債券、(c)保税倉庫発行の倉庫証券、(d)貸出証書の利札、がそれぞれある。庶民協同銀行<sup>20</sup>や商業銀行によって持ちこまれる商業手形は、法定銀行利子率を1%下回る優先的利率で割り引かれる。ただしその流通量は法律によって定められた限度を超えることはできない、とされた。<sup>21</sup>

発券銀行はまた、大蔵債券、抵当銀行債、および外国政府発行（もしくは保証）の金兌換証券などを担保に、6カ月以内の貸付が認められた。これに加えて発券銀行は、倉庫業に対する貸付証書、生糸や硫黄などの倉庫証券、アルコール飲料の倉庫証券などを受け入れることも認められた。<sup>22</sup>さらに発券銀行は預金業務をも営むことができたし、現金、為替手形、外国小切手などの売買、および第三者に対する商業手形徴収の引受けなどの業務も認められた。<sup>23</sup>

### (4) 不動産信用業務の清算

不動産信用の過度の拡大が発券銀行の経営を危くし、それが結局は1893年銀行法の制定につながったのであるから、発券銀行に不動産信用部門の清算が求められたのも当然であった。そこで1893年銀行法は、発券銀行が非流動的性格の活動—たとえば抵当貸付など—を拡大することができない

19 Des Essars, *ibid.*, pp.170-171.

20 庶民協同銀行 (banche popolari cooperative) は、すでに1860年ごろより発達をみた協同組合制度を基礎とする小規模の組合組織の金融機関で、特定地方の産業、個人を対象に短期信用を供与していた。

21 Des Essars, *op. cit.*, p. 174, p. 185.

22 Des Essars, *ibid.*, p. 179.

23 Des Essars, *ibid.*, pp. 178-183.

ように規制した。発券銀行に対しては適正な比率の資産の流動性が要求された。そのために発券銀行3行の不動産部門は閉鎖され、所有資産は清算されることになった。不動産信用部門の清算を容易にするため銀行法73条を設けて、清算されるべき不動産信用部門が、政府債券もしくは政府保証債を担保に、イタリア銀行からの融資を受けられる道を用意した。また発券銀行は清算すべき所有不動産の固定資産税支払いを免除された。さらに不動産信用の清算を促進する目的で、77条は発券銀行が普通業務を通じてこれらの物件を清算できないように定め、赤字は剰余金勘定で処理すべきことを規定している。

もっともこれらの規定が、きびしい経済環境のもとでの正常な清算を困難なものにするであろうことが、まもなくわかってきた。そこで1895年8月8日の法令では、清算期間を15年に延長した。さらにすすんで1898年3月3日の法令では「発券銀行が手持ちの証券を売却し、政府債券もしくは政府保証債への投資が進行するときには、これを清算とみなす」と規定している<sup>24</sup>。結果的には発券銀行の不動産信用部門の清算は予想をはるかに超えて長くかかった。1908年12月までにイタリア銀行が清算した固定資産総額は2億1,000万リラに達したが、1914年12月に至っても、イタリア銀行、ナポリ銀行、およびシチリア銀行の3発券銀行がかかえていた未清算残高は1億8,400万リラであった。

#### (5) 銀行券発行限度額の制限

1893年銀行法の一つの重要で本質的なポイントは、発券銀行が発行する銀行券の限度をきびしく制限することであった。このため、3発券銀行の銀行券発行最高限度をさしあたって10億9,000万リラと定め、1907年までにイタリア銀行は払込資本金の3倍、またナポリ銀行およびシチリア銀行は、資本金、剰余金に相当する8億6,400万リラにまで減少させることが

24 T. Canovai, *op. cit.*, p. 153.

定められた。ところが1年後になって、大蔵大臣は国王に対する報告書のなかで、あまりにも厳重な発行限度を発券銀行に強ければ、異常な現金需要に直面した場合に弾力的行動がとれないことを指摘した。<sup>25</sup>このことは、当時のイタリアにおける最大の金融機関であったジェネラーレ銀行および動産信用銀行が経営危機に見舞われ、取りつけ騒ぎを起こしたときに、とくに真実味を帯びた。<sup>26</sup>この事件が契機となって、1894年1月23日に発せられた法令では、発券銀行の銀行券発行限度は1億2,500万リラ増額された。

#### IV 要 約

イタリア王国の政治的統一以来1893年までの状態は、統一の当初から6行の発券銀行が発券業務を分担するという、他のヨーロッパの先進国には例をみない異常な環境から生じた必然的産物であったということが出来る。政府は折りあるごとに通貨制度の統制と単一発券銀行制度の確立を企図したが、こうした初期の試みは結局のところ成功しなかった。もともと国家統一以前のイタリアは、小国家が分立しており、相互間に外交上、経済上の正常な関係を持っていなかったから、銀行業においても強力な中央集権的機構を作り上げることは容易ではなかったのである。つねに地方的利益あるいはある特別な利益のみを代表していた議会（とくに下院）は、大多数の意見にしたがうことができなかった。イタリアの政治に特長的であり、しかも当時とくに著しく表われていた地方主義（Regionalismo）<sup>27</sup>が主たる障碍であった。

25 Des Essars, *op. cit.*, pp. 172-173.

26 T. Canovai, *op. cit.*, p. 133.

27 地方主義はたんに政治、経済の側面だけでなく、広く文化の面にも表われている。たとえばイタリア文学を考える場合に、ローマにはローマ特有の文学があり、トリノにはそれ自身の文学があるというようにである。その意味で現代イタリア文学を代表する、モラヴィア、パヴェーゼ、ブツァティの3人にしても、モラヴィアはローマの作家であり、パヴェーゼはトリノの作家であり、さらにブツァティはミラノの作家なのである。

発券制度の面でいえば、わずかに1874年から1881年までのみじかい期間だけが、シンジケート紙幣が法定通貨として全国的に通用しており、銀行券の統一が実現して商業勘定における銀行券発行の地方的性格が除去されていた時期であったにすぎない。このみじかい期間の密月も、シンジケートの解散によって終わった。シンジケート紙幣は次第に流通過程から放れ、正貨のなかに消えていった。また1880年代の不動産、建築ブームを中核とした好況期には、発券銀行は貨幣に対する投機的需要に積極的に協力し、結局それが自らを苦しめることになった。そして1893年の金融恐慌をもたらしたのである。

発券銀行に対する特別調査は、1893年銀行法となって結実した。しかしこうした立法措置は銀行、通貨問題にとって根本的で合理的な解決をもたらすものではなかった。なぜなら新銀行法は、依然として発券業務を単一の中央集権的金融機関に統一するという、国家統一以来の悲願の成就にまたも失敗したからであり、またそのために、真の意味での中央銀行制度をイタリアにもたらしることができなかったからである。不動産信用業務を禁じたという点を除けば、新銀行法は依然として発券銀行から産業、個人に対する直接割引業務をとり上げることはできなかった。さらに通貨統制に関していえば、商業勘定における銀行券発行についてはかなり厳重な制限が加えられることになったが、政府勘定における銀行券発行の許容限度に関しては何んらの条項も用意されなかった。このような法的欠陥が、発券銀行に手形再割引の限度額を勝手に9,550万リラも超過させる結果を招いたものであるし、このことが連鎖的に商業銀行の顧客に対する信用供与額を膨張させることにつながった。したがって通貨の拡大と収縮とに関する統制は、発券銀行よりもむしろ大蔵省において一次的に行なわれざるをえなくなったのである。銀行組織に及ぼされるいかなる程度の統制も、発券銀行に対しては期待されていなかったことは明らかである。むしろ各銀行

間の競争関係を維持し、あるいは助長させる意図さえみられた。<sup>28</sup>このような状況のもとでは、発券銀行が銀行組織のうえに融資のリーダーシップを振うことは不可能であったし、また現実に発券銀行はそれもしなかった。このような状態は、1926年になってイタリア銀行が最終的に銀行券発行の統制権を確保し、中央銀行としての機能を曲がりなりにも果たすようになるまでの30年間、変わることなく続けられたのである。

(未完)

---

28 A. L. Sancetta, *op. cit.*, p. 20.